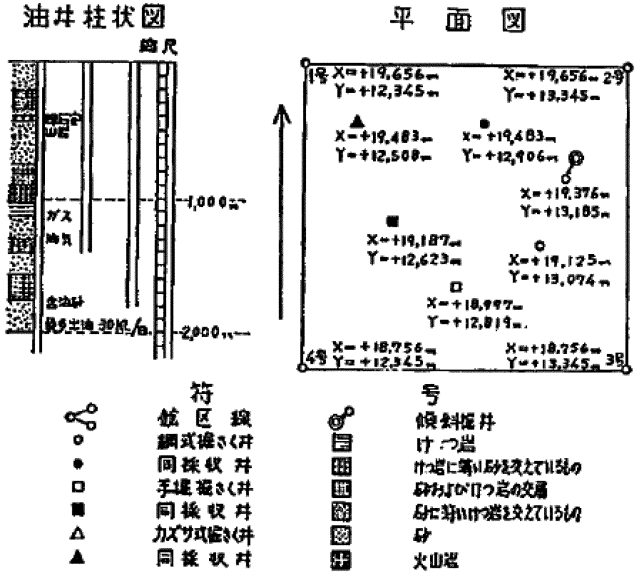
（その５）

坑内実測図（石油、可燃性天然ガス又はアスファルト鉱山）

縮尺
住所
採掘権者　氏名又は名称

1　採掘権の登録番号
2　採掘鉱区の所在地
3　目的とする鉱物の名称



備考
1　縮尺は、5,000分の１とすること。ただし、この縮尺によつて表しがたいときは、適宜の縮尺によること。
2　油井の地質は、柱状図に記載すること。
3　油井柱状図に、出油の箇所を明示すること。
4　出油量は、もっとも多量に出油したとき、及び現在のそれぞれ１日量を記載すること。
5　様式第27（その１）の備考１、４と同様とする。

様式第28（第59条関係）

表

第　　号

鉱業法第144条の規定による立入検査証

職名及び指名

年　　月　　日生

写真

契印

年　　月　　日発行（１年間有効）

経済産業大臣（経済産業局長）　　印

裏

鉱業法抜すい

第144条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第150条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

八　第144条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第144条第２項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第29（第58条の２第１項及び第２項関係）

フレキシブルディスク提出票

年　　月　　日

経済産業大臣又は経済産業局長　殿

住所
鉱業権者　氏名又は名称　印

鉱業法（又は鉱業法施行規則）第　条第　項の規定による申請（、届け出又は提出）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1　フレキシブルディスクに記録された事項
2　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　法令の条項については、当該申請（届出又は提出）の適用条文名を記載すること。
3　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
4　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（届出又は提出）の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
5　「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、消印をしないこと。）。
6　「押印又は署名」の欄には、押印又は署名をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続きを行う場合にあつては、押印又は署名をすること。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
7　該当事項がない欄は、省略すること。
8　様式第13の１の備考３に準ずる。